



1. ベトナム～法人税率引下げで「外国投資の誘致推進と景気浮揚」を目指す
2. タイ～チョット不思議な法律の話－関税事後監査と報奨制度の不思議
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 最近の日系企業の新規海外案件情報
5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

1. ベトナム～法人税率引下げで「外国投資の誘致推進と景気浮揚」を目指す

■ はじめに

2013年6月19日、ベトナムの法人税法改正案が国会で可決された。これにより2014年からは法人税率が現行の25%から22%に引下げられ、更に2016年以降は20%に引下げられることになる。新興国間で競争が激化する外国投資の誘致推進と、減速する国内経済の建て直しを図ることがベトナム政府の狙いである。本稿では、法人税引下げの背景及び概要について解説する。

■ 法人税引下げの概要

今回の法人税法改正の概要は、以下の通り。

1) 法人税率の引下げ

中小企業 ^(*) の標準税率			標準税率				
従来	2013年7月1日～	(現状比)	現状	2014年1月1日～	(現状比)	2016年1月1日～	(現状比)
25%	20%	▲5%	25%	22%	▲3%	20%	▲5%

(*)中小企業＝年間売上が200億ベトナムドン(約95万米ドル)以下の企業

2) 既存優遇措置の拡大

経済特区及びハイテク地域への投資、ソフトウェア開発等の産業に対して付与される法人税の減免措置について、一部減税条項が追加される。また、優遇対象産業として、低所得者向け公共住宅の販売・賃貸業や出版業等が新たに追加される。

■ 背景

① 外国直接投資の誘致推進

ベトナムに対する2013年度上半期の外国直接投資(FDI)新規認可額は69億米ドル(約6,600億円)と前年同期に比べ若干持ち直しているものの、2012年度は前年比25%減の86億米ドル(約8,200億円)と4年連続で減少し伸び悩んでいる。一方、ベトナムの競合相手となるタイやインドネシアは、海外からの投資が堅調に伸びている。タイでは2011年度が220億米ドル、2012年度466億米ドルと前年比110%増、インドネシアでは2011年度が193

億米ドル、2012年度が246億米ドルと前年比27.4%増となっている。

近年アジア各国ではFDI誘致推進のため、法人税引下げが行われている。特にタイではこれまで30%であった法人税率を2012年1月からは23%へ、さらに2013年1月からは20%まで引下げるといった大幅な減税措置を取っている。また、最近注目されているミャンマーも昨年30%から25%へ引下げている。このような状況下、ベトナムとしてもFDI誘致の競争力を高めるため、法人税率の引下げに踏み切ったもので、アジア主要国の中ではタイと並びシンガポールに次ぐ低い法人税率となる。

【アジア各国の法人税率推移】

(単位:%)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年～
シンガポール	20	18	18	17	17	17	17	17
タイ	30	30	30	30	30	23	20	20
ベトナム	25	25	25	25	25	25	25	22(→20^(*))
フィリピン	35	35	30	30	30	30	30	30
インドネシア	30	30	28	25	25	25	25	25
ミャンマー	30	30	30	30	30	30→25 ^(**)	25	25
中国	33	25	25	25	25	25	25	25

(*) ベトナム:2016年1月から20%に引下げ(国会承認済)

(**) ミャンマー:2012年4月から25%に引下げ

② 国内景気対策

2011年以降、政府・中銀が成長重視から物価の安定に経済・金融政策の舵大きく切った結果、2011年に18.7%を記録したインフレ率は今年に入り7%以下まで低下した。しかしながら金融引締めの影響もあり、2012年の実質国内総生産(GDP)成長率は5.3%と4年連続の下落となった。今年も第1四半期4.8%、第2四半期5.0%と伸び悩んでおり通年の成長率政府目標5.5%を達成することが困難な状況となっている。景気の減速により国内の多くの中小企業が業績悪化に苦しんでいることから、これまでに政府は国内中小企業に対し様々な支援策を実施してきたが、大きな効果は得られず、足下では企業の倒産件数増加が続いている。このような状況下で、今回決定された法人税率の引下げには、企業の税負担軽減を通じた景気浮揚の狙いも込められている。特に中小企業に対しては、前倒しで2013年7月1日より20%への引下げが実施され、政府の強い支援姿勢が示されている。

国内では減税に伴う税収減少を危惧する声もあるが、政府は減税と同時に納税遅延にかかる利息及び罰金を引き上げを行うほか、税務調査の強化等を通じ適切な納税を促す方針を打出している。

■ おわりに

今年で外交関係樹立40周年という記念の年を迎える日越両国は、近隣国との領有権問題等の政治・外交面の連携、多岐にわたる民間ベースの交流なども含め、良好な関係を築いている。特に経済面では、ベトナムに対する海外からの投資及びODAのうち日本からの金額が、全体の約50%超を占めるなど、互いに極めて重要なパートナーとなっており、省によっては行政手続きのワンストップサービス化やジャパンデスクの設置など、日本からの投資をさらに促進するための行政サービスの向上、投資環境の改善も進められている。今回の法人税引下げによりベトナム投資の魅力が更に高まり、今後も日系企業のベトナム進出・投資は堅調に推移すると思われる。

(2013年9月19日作成)

記事提供: 松村 侑弥 I-GLOCAL CO., LTD

ベトナムで日系資本初、最大規模を誇る会計事務所系コンサルティンググループ。
会社設立から設立後の会計・税務、人事労務、採用支援、監査までワンストップで支援する。
日系会計事務所としては中国最大規模のマイツグループのメンバー。

2. タイ〜チョット不思議な法律の話ー関税事後監査と報奨制度の不思議

■ はじめに

タイ国関税局による関税事後監査と報奨制度について説明してみようと思います。

■ 関税局による事後監査

物品を輸出入する際には、関税局による輸出入審査を受け、必要に応じて関税の支払いを行います。しかしながら、全ての輸出入物品の審査は物理的に不可能なことから、事後的に関税局による監査(所謂、関税事後監査)が行われています。その際、タイ国においては、関税事後監査で関税局から高額なペナルティーを科されるケースが多発しており、輸出入を行っているタイ進出日系企業の悩みの種ともなっています。

日本本社との間で技術援助契約を締結してロイヤリティーを支払っている企業で、関税局による事後監査を経験したことがあれば、その対応の難しさを実感されていると思いますが、例えば、関税評価額の算定の問題もその一つです。

関税事後監査においては、関税局調査官はロイヤリティー、技術支援料、マネジメント料等の支払いの有無をまず確かめようとします。そして、海外本社等へのロイヤリティーやライセンス料の支払いを発見すると、次に契約書の提出を要求してきます。勿論、契約書がロイヤリティーの支払いの対象や算定方法を明確に規定していれば問題は生じ難いと言えますが、規定内容が曖昧だったり不十分だった場合には、関税局調査官は、本社から輸入する部品や半製品等の取引価格(関税評価額)にロイヤリティーを加えることを主張するのが常とされています。即ち、これに従うと、輸入者は取引価格(関税評価額)の算定において、輸入貨物の販売価格にロイヤリティーを加算した上で、関税率に基づき関税額を計算することになります。

具体的には、取引価格の計算方法は、次のようになります。

取引価格 = 販売価格(現実に支払った又は支払うべき価格) + 課税対象となるロイヤリティー / ライセンス料

しかしながら、上記の計算方法は、ロイヤリティーが輸入物品と関連性を有する場合であることに十分注意する必要があります。何故なら、財務省令第132号9項(1)は、次のように規定しているからです。

「9項 以下の費用又は収入は、8項における現実に支払った又は支払うべき価格に加算される。」

(1) 直接又は間接に輸入物品に関連し且つ当該輸入物品の販売の条件として支払われるロイヤリティー及びライセンス料

従って、ロイヤリティーが輸入物品と全く関連性を有していない場合には、取引価格(関税評価額)にロイヤリティーを加算して関税額を計算する必要はありません。

■ 報奨制度

前述のとおり、ロイヤリティーが輸入物品と全く関連性を有していない場合、例えば、タイ国内製造にかかる技術援助の対価たるロイヤリティーの場合、には取引価格(関税評価額)にロイヤリティーを加算して関税額を計算する必要はありません。しかし、実務においては、関税局の調査官は、「ロイヤリティーが輸入物品と関連性を有していない」ことを簡単には承認しない傾向にあります。その要因は複数存在しますが、紙幅の関係で全て説明することはできないことから、本稿の表題である、「チョット不思議」な要因について説明してみましよう。

タイの関税法(「仏暦 2469 年(西暦 1926 年)関税法」)には、先進諸国では見られない、所謂、「報奨制度」が規定されています。即ち、関税法第 102 条 3 項では、関税法違反の発見と違反者の逮捕を補助した情報提供者や税関職員に対して、政府から報奨金(情報提供者に対しては罰金の 30%、関税局調査官に対しては罰金の 25%)を与える旨定められています。

そもそも、この規定の立法趣旨は、国民による犯罪行為の監視を奨励し、税関職員が職務に反して違反者より不正な利益、所謂、「袖の下」を受取ることを防止することにあつたと言われています。しかしながら、この報奨制度は、実務上、関税局調査官に関税事犯に関して過度の裁量権を与える結果となっており、特に極めて技術的な問題においては、関税事後監査において輸入者と揉める原因ともなっています。

また、タイ国の関税法では、技術的・手続的なミスも第 27 条及び第 99 条で刑事犯罪とされ、有罪判決を受けた者は、4 倍の罰金若しくは 10 年以下の禁固又はその併科に処せられると規定されていることも、関税局調査官の主張の後ろ盾になっている面があります。

確かに、適正な通関申告と関税の支払いは、徴税権の適正な行使の観点からも極めて重要なことであり、輸出入者も各国の関税法を遵守することが求められます。この点は、タイ国も同様です。只、法律が乱用されたり、恣意的に運用されたりしないよう国が監視することもまた重要です。その意味で、タイ関税法の報奨制度には功罪相半ばする面があるように思われます。

チョット不思議な制度と言わざるを得ません。

(記事作成:2013 年 9 月 10 日)

記事提供: 小林 秀彦 三宅山崎法律事務所 弁護士

Miyake & Yamazaki Co., Ltd. (三宅山崎法律事務所/バンコクオフィス)

Managing Director

2000 年 5 月よりバンコクオフィスに駐在

3. 政治・経済・産業トピックス

【経済・産業】

■ (インドネシア)ーエコカー販売台数、来年 20 万台突破の予想

9 月 21 日付地元紙によると、インドネシア自動車製造業者協会(ガイキンド)は、「ローコスト・アンド・グリーン・カー」(LCGC=エコカー政策に適合した小型車)の販売台数が、人気を集めている日系メーカー発表のモデルを中心に来年 20 万台を突破するとの見通しを明らかにした。ガイキンドのスティルマン会長は、「来年は 5 社が発表モデルを販売するため、新車販売市場における LCGC の貢献度が更に高まる。市場全体ではは 130 万台を上回る」と述べた。

■ (ベトナム)ー賃金評議会、来年の最低賃金引上げ 15~17%で合意

最低賃金の諮問機関である国家賃金評議会は、来年の最低賃金の上昇率を 15~17%とすることで合意した。引上げ幅は 25 万~40 万ドン(≒1,160~1,860 円)/月。これに先立ちベトナム労働総同盟(VGCL)は、引上げ幅を 40 万~85 万ドン/月(第 1 案)もしくは、35 万~75 万ドン/月(第 2 案)とする二つの案(上昇率 21~36%)を国家賃金評議会に提出していた。

【政策・制度・規制】

■ (インド)ー対外商業借入(ECB)規制緩和、運転資金も対象に

9 月 20 日、インド中銀は、対外商業借入(ECB)の規制緩和を発表。これにより条件を満たせば、親子ローンでインド国外から「運転資金」の調達が可能になった。従来 ECB は実質的に「設備資金」に用途が限定されていた。9 月 4 日の規制緩和で ECB の資金用途が拡大され、①平均借入期間 7 年以上、②貸し手が借り手の株式を 25%以上保有、③転貸禁止の各条件を充足かつ、中銀の事前承認を取得すれば設備資金以外にも親子ローンが利用できることになったが、「運転資金」が利用可能な用途に含まれるかどうか不明であったもの。今回、運転資金を用途とする ECB の利用が可能なが明示された(①~③の条件並びに中銀の事前承認が必要な点は不変)。

■ (インド)ー中銀、約 2 年振りに政策金利引上げ

インド準備銀行(=中央銀行)は 9 月 20 日開催の金融政策会合で、政策金利を 7.25%から 7.50%に引上げた。政策金利の引上げは 2011 年 10 月以来。据置きとの予想が多かったが、ラジャン新総裁が物価抑制・通貨ルピー相場防衛に対する強い意志を示した。一方、金融機関の資金調達を支援し、政策金利引上げによる景気へのマイナス効果抑制を狙い、MSF(市中銀行向けの短期貸付・預金)レートは 10.25%から 9.50%に引下げられた。

■ (オーストラリア)ー保守連合アボット政権発足

9 月 7 日の総選挙で大勝した保守連合(自由党、国民党)のアボット新首相は 18 日に組閣を発表した。貿易・投資相には FTA 推進派ロブ氏が登用され、アジア各国との FTA 早期妥結、外資誘致推進の方針が示された。

4. 最近の日系企業の新規海外案件情報

進出先	親会社	現地法人(資本金)	所在地
インド	コクヨ株式会社 * 地場ノートメーカーの事業を設立予定の100%インド子会社に譲受けることで合意	Kokuyo Riddhi Paper Products Private Limited(仮称) (資本金未定)	マハラシュトラ州ムンバイ
インドネシア	レンゴー株式会社 * 30%出資のタイ合弁会社がインドネシアの段ボールメーカーの株式90%を取得	プリマコル・マンドリ社	タンゲラン市
インドネシア	パンチ工業株式会社(マレーシア子会社経由) 60% PT Somagede Indonesia(インドネシア) 40%	PT Punch Industry Indonesia (資本金29億1,690万ルピア)	ジャカルタ市
インドネシア	株式会社鈴木 80% PT.GLOBAL TEKNINDO EKSELTAMA(インドネシア) 20%	社名未定 (資本金500億ルピア)	西ジャワ州カラワン県カラワン工業団地
タイ	株式会社フジオフードシステム 40% (シンガポール子会社経由) Patum Rice Mill and Granary Public Company Limited(タイ) 60%	MBK Food System Co.,Ltd.(予定) (資本金6,000万バーツ)	バンコク市(予定)
ベトナム	松田産業株式会社	MATSUDA SANGYO (VIETNAM) COMPANY LIMITED(予定) (資本金800万米ドル)	フンイエーン省タンロンII工業団地(予定)
ベトナム	ユニカホールディングス株式会社(ベトナム子会社経由) 55% ヒェップフック工業団地株式会社(ベトナム) 45%	ビーバン・テクノパーク (資本金約5億円)	ホーチミン市
ベトナム	株式会社ナガエ (総投資額=10億円)	NAGAE VIETNAM LTD. (資本金3億5,000万円)	(本社)ホーチミン(工場)ドンナイ省ロンドゥック工業団地
ミャンマー	株式会社竹中工務店 * タイ法人のミャンマー支店としてヤンゴンに事務所開設	Thai Takenaka International Ltd. Myanmar Branch	ヤンゴン市
ミャンマー	帝人フロンティア株式会社 99% TEIJIN FRONTIER (THAILAND) CO.,LTD. 1%	TEIJIN FRONTIER MYANMAR CO.,LTD. (資本金5万米ドル)	ヤンゴン市

(注: アジア・オセアニア地区、公開情報のみ)

5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

国・エリア	テーマ・タイトル	開催日	開催地	会場	講師
フィリピン	フィリピン投資セミナー	14年1月15日(水)	大阪	銀行協会	三菱東京UFJ銀行マニラ支店 支店長 中尾 哲(他)
		14年1月16日(木)	名古屋	名古屋ビル	
		14年1月17日(金)	東京	東商ホール	
為替相場	為替相場セミナー	14年1月20日(月)	名古屋	銀行協会	三菱東京UFJ銀行 企画部経済調査室 次長 伊達 信夫 三菱東京UFJ銀行 市場企画部 市場ソリューション室 チーフエコノミスト 内田 稔
		14年1月21日(火)	大阪	商工会議所	
		14年1月22日(水)	福岡	TKPガーデンシティ福岡	
		14年1月23日(木)	東京	メルパルクホール	
ラオス	ラオス投資セミナー	14年1月最終週	東京 名古屋 大阪	未定	三菱東京UFJ銀行 プノンペン駐在員事務所 所長 服田 俊也(他)

(注: アジア・オセアニア地区関連のみ)

(ご参考) 主要国経済指標

マレーシア	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Aug-13	Sep-13	備考
実質GDP成長率	%	5.6	4.1	4.3			前年(同期)比
インフレ率	%	1.6	1.5	1.8	1.9		
貿易収支	百万米ドル	30,772	5,291	2,666			消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
経常収支	百万米ドル	18,566	2,830	797			
市場金利	%	3.21	3.21	3.20	3.20		銀行間(3カ月物)、期末値
外国為替相場	対米ドル	3.089	3.083	3.071	3.277	3.258	期中平均(Sep-13=月末終値)
株価		1,688.95	1,671.63	1,773.54	1,727.58	1,768.62	クアラルンプール総合指数、期末値

(出所: マレーシア中銀、CEICなど)

タイ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Aug-13	Sep-13	備考
実質GDP成長率	%	6.5	5.4	2.8			前年(同期)比
インフレ率	%	3.0	3.1	2.3	1.6	1.4	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	6,015	-271	-497	2,214		
経常収支	百万米ドル	169	1,267	-5,076	1,285		
政策金利	%	2.75	2.75	2.50	2.50	2.50	翌日物レボ金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	31.07	29.80	29.86	31.58	31.24	期中平均(Sep-13=月末終値)
株価		1,391.93	1,561.06	1,451.90	1,294.30	1,383.16	SET指数、期末値

(出所: タイ中央銀行、国家経済社会開発委員会、CEICなど)

インドネシア	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Aug-13	Sep-13	備考
実質GDP成長率	%	6.2	6.0	5.8			前年(同期)比
インフレ率	%	4.3	5.3	5.6	8.8	8.4	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-1,659	-235	-3,107			
経常収支	百万米ドル	-24,074	-5,819	-9,848			
政策金利	%	5.75	5.75	6.00	7.00	7.25	BI金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	9,388	9,706	9,803	10,605	11,376	期中平均(Sep-13=月末終値)
株価		4,316.69	4,940.99	4,818.90	4,195.09	4,316.18	インドネシア総合指数、期末値

(出所: インドネシア中央銀行、CEIC、Bloombergなど)

ベトナム	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Aug-13	Sep-13	備考
実質GDP成長率	%	5.3	4.8	5.0			前年(同期)比
インフレ率	%	9.1	6.9	6.6	7.5		消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	780	136	-1,203	-300		
経常収支	百万米ドル	9,062					
政策金利	%	9.00	8.00	7.00	7.00	7.00	リファイナンスレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	20,873	20,881	20,968	21,121	21,112	期中平均(Sep-13=月末終値)
株価		413.73	413.73	491.04	494.78	492.63	VN指数(ホーチミン)、期末値

(出所: ベトナム統計局、中央銀行、IMF、CEIC等より)

フィリピン	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Aug-13	Sep-13	備考
実質GDP成長率	%	6.8	7.7	7.5			前年(同期)比
インフレ率	%	3.2	3.2	2.6	2.1		消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-10,031	-2,276	-1,754			
経常収支	百万米ドル	7,126	3,439				
市場金利	%	0.20	0.08	0.90	0.59		TB、期末値
外国為替相場	対米ドル	42.23	40.70	41.78	43.86	43.46	期中平均(Sep-13=月末終値)
株価		5,812.73	6,847.47	6,465.28	6,075.17	6,191.80	フィリピン総合指数、期末値

(出所: CEIC、IMFなど)

インド	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Aug-13	Sep-13	備考
実質GDP成長率	%	5.0	4.8	4.4			前年(同期)比
インフレ率	%	7.3	6.7	4.7	6.1		卸売物価指数(WPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-193,787	-45,287	-51,180			
経常収支	百万米ドル	-87,843	-18,078				
政策金利	%	7.50	7.50	7.25	7.25	7.50	レボレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	54.41	54.17	55.93	63.05	62.61	期中平均(Sep-13=月末終値)
株価		18,835.77	18,835.77	19,395.81	18,619.72	19,379.77	ムンバイSENSEX指数、期末値

(出所: RBI、中央統計局、CEICなどより)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザリーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 教育・情報室
(照会先) 橋本 隆城

(e-mail): takaki.hashimoto@mufg.jp

(TEL): 03-6259-6311